

令和5年度 居宅介護支援 指摘事項一覧

22事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	契約時の説明	利用者本人やその家族に対して、「複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることが可能であること及び居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることが可能であること」や「前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び訪問介護等の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合」について、説明を行い理解したことについて利用申込者から署名を得なければなりません。内容の不足や文書を交付していない事例がありました。既存の利用者は速やかに交付し、説明を行い、理解したことについて利用申込者から署名を得てください。	区条例第13号第6条第2項 老企第22号第2の3(2)	5
2	アセスメント	新規計画作成時、計画変更時、認定更新時及び区分変更時のアセスメントを行っていることを確認できませんでした。適切な時期に、アセスメントを行った上で計画を作成してください。	区条例第13号第15条第1項第6号 老企第22号第2の3(8)⑥	2
3	サービス担当者会議	認定更新時等、利用者の居宅サービス計画を作成する際にサービス担当者会議を実施していない事例がありました。また、サービス担当者会議の記録について具体性に欠けていたため、専門的な見地からの意見等を具体的に記録してください。また、居宅サービス計画に位置付けたサービス事業所が、サービス担当者会議に出席できない場合における照会の記録がない事例がありました。サービス事業所がサービス担当者会議に出席できない場合は、もれなく照会し記録に残してください。	区条例第13号第15条第1項第9号、第16号 老企第22号第2の3(8)⑨及び⑮	2
4	モニタリング	1月に1回モニタリングの結果を記録していることが確認できない事例がありました。モニタリングの結果を確実に記録に残してください。	区条例第13号第15条第1項第15号 老企第22号第2の3(8)⑭	1
5	主治医等の意見等	居宅介護サービス計画に医療系のサービスを位置付けているにも関わらず、主治の医師等への居宅介護サービス計画の交付が確認できない事例がありました。居宅サービス計画に医療サービスを位置付けるにあたっては、主治の医師等に居宅サービス計画を交付してください。	区条例第13号第15条第1項第22号 老企第22号第2の3(8)㉑	1
6	福祉用具貸与の計画への反映	サービス担当者会議で福祉用具貸与の継続の必要性を検討したことが確認できない事例がありました。サービス担当者会議において福祉用具貸与の必要性について検討し、必要とした理由を具体的に記載してください。	区条例第13号第15条第1項第26号 老企第22号第2の3(8)㉓	2
7	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業者の指針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	区条例第13号第21条第4項 老企第22号第2の3(13)④	7
8	秘密保持等	従業員について、秘密保持に係る必要な措置が講じられていませんでした。従業員や従業員であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、秘密保持に係る誓約書を作成する等の措置を講じてください。	区条例第13号第25条第1項、第2項 老企第22号第2の3(18)①②	7
		利用者本人又はその家族の個人情報を用いる場合の同意を得ていない事例がありました。サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得てください。	区条例第13号第25条第3項 老企第22号第2の3(18)③	2

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
9	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項を届け出ていませんでした。速やかに業務管理体制の整備に関する事項の届出を行ってください。	介護保険法第115条の32第1項、第2項	10
10	運営基準減算	前6月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合及び訪問介護等の各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合について、文書を交付して説明を行っていない事例がありました。運営基準減算に該当するため、介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚告第20号別表注3 老企第36号第3の6(1)	2
		居宅サービス計画の新規作成時や認定更新時に、サービス担当者会議の開催等を行っていない事例がありました。運営基準減算に該当するため、介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚告第20号別表注3 老企第36号第3の6(2)②、(3)①②	2
11	特定事業所集中減算	居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護サービス等の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が、100分の80を超えていたことによる減算適用期間に誤りがある事例がありました。適切な算定となるように過誤調整を行ってください。	厚告第20号別表注7 老企第36号第3の10(1)(2)(3)	1
		特定事業所集中減算の判定に関する書類を作成していない事例がありました。減算に該当しない場合も当該書類を作成し、2年間保存してください。	厚告第20号別表注7 老企第36号第3の10	2
12	初回加算	新規に居宅サービス計画を作成する利用者について、サービス担当者会議等をせず、居宅介護支援の業務が適切に行われていないにも関わらず、当該加算を算定している事例がありました。適切な算定となるよう、介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚告第20号別表口注 老企第36号第3の9	3
13	緊急時等居宅カンファレンス加算	緊急時カンファレンス加算について、算定要件を満たしていないにも関わらず、当該加算を算定している事例がありました。適切な算定となるよう、介護給付費の過誤調整を行ってください。	厚告第20号別表予注 老企第36号第3の16	1